（前のページより続き）

令和五年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告（同）　一三一
令和五年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　一三二
令和五年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　一三三
令和五年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　一三三
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一三四

〔公　告〕

諸事項
官庁
公示送達関係
裁判所
破産、免責、再生関係　一三六
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者関係　一三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一三八
会社その他
会社決算公告　一五四

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五三号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年七月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第五四号）（警察庁）

1　特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定の整備

(一)　特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に係る道路標識又は道路標示による交通規制を行う場合の基準を定めることとした。（第一条の二関係）

(二)　特定小型原動機付自転車に対して表示する信号の意味に関する規定を整備することとした。（第二条関係）

(三)　運転免許の拒否又は保留の基準から、特定小型原動機付自転車の運転に関する違反行為を除くこととした。（第三三条の二関係）

(四)　特定小型原動機付自転車危険行為を定めることとした。（第四一条の三関係）

(五)　特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の標準を定めることとした。（第四三条関係）

(六)　特例特定小型原動機付自転車の歩道徐行等義務違反及び路側帯進行方法違反を反則行為の種類として追加し、その反則金の額を定めることとした。（別表第六関係）

(七)　その他所要の規定を整備することとした。

2　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行することとした。

◇教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五五号）（文部科学省）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年四月一日とすることとした。

◇電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五六号）（総務省）

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月二〇日とすることとした。

◇放送法施行令の一部を改正する政令（政令第五七号）（総務省）

1　放送法（昭和二五年法律第一三二号）第一七五条の規定に基づき、所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月二〇日）から施行することとした。

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第五八号）（総務省）

1　電波法（昭和二五年法律第一三一号）第四〇条第二項の規定に基づき、所要の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月二〇日）から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第五九号）（厚生労働省）

1　児童福祉司の配置標準に係る基準について、児童福祉司の数が、次に掲げる数を合計した数以上の数であって、児童福祉法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとすることとした。（本則関係）

(一)　各児童相談所につき、当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数から都道府県別の人口一人当たりの虐待相談対応件数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第二二順位から第二六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数を控除して得た件数を四〇で除して得た数を合計した数

(二)　当該都道府県が設置する児童相談所の数

(三)　都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。）の数を三〇で除して得た数

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第六〇号）（内閣府本府）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五六号）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。